公益財団法人岡山県体育協会スポーツ仲裁に関する規程

（目　的）
第１条　この規程は、スポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

（仲裁の申し立て）
第２条　公益財団法人岡山県体育協会が行った競技会またはその運営に関する決定事項に対する競技者等からの不服申し立てについては、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。
（本規程の変更）
第３条　この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

附　則
１　この規程は、平成２６年９月２６日から施行する。